

会

議

午前10時 0分開議

議長（大黒孝行君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 日程により、過日、決算審査特別委員会に付託をいたしました認第1号から認第9号までの平成23年度下田市各会計歳入歳出決算認定9件及び認第10号 平成23年度下田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の10件を一括議題といたします。

これより決算審査特別委員長、土屋 忍君より特別委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

11番。

〔決算審査特別委員長 土屋 忍君登壇〕

決算審査特別委員長（土屋 忍君） 決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 認第1号 平成23年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。
- 2) 認第2号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。
- 3) 認第3号 平成23年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 4) 認第4号 平成23年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。
- 5) 認第5号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 6) 認第6号 平成23年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。
- 7) 認第7号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。
- 8) 認第8号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 9) 認第9号 平成23年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

10) 認第10号 平成23年度下田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

2. 審査の経過。

9月19日、20日、21日、24日、25日の5日間、中会議室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、野田教育長、鈴木会計管理者兼出納室長、滝内企画財政課長、名高総務課長、峯岸市民課長、前田税務課長、平山健康増進課長、原福祉事務所長、大川環境対策課長、山田産業振興課長、稲葉観光交流課長、土屋建設課長、土屋学校教育課長、佐藤生涯学習課長、平山上下水道課長、土屋施設整備室長、大野監査委員事務局長、須田議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 認第1号 平成23年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

2) 認第2号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

3) 認第3号 平成23年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

4) 認第4号 平成23年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

5) 認第5号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

6) 認第6号 平成23年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

7) 認第7号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。  
決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

8) 認第8号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。  
決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

9) 認第9号 平成23年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。  
決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

10) 認第10号 平成23年度下田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。  
決定、原案可決及び認定。

理由、やむを得ないものと認めたと及びおおむね適正であると判断した。

次に、平成23年度各会計の決算審査のことについて報告をさせていただきます。

1. 市長に提出を求めた資料。

1) 市税及び各種使用料等の調定額に対する収入状況（収納率100%未満のみ）。

2) 22・23年度決算における滞納者リスト（使用料を含む）。

3) 23年度決算時点の起債残高。

4) 工事費（すべて）及び委託料（30万円以上）の予定価格に対する落札率に関する資料。

5) 借地料（行政財産）に関する資料。

6) 私有地貸し付け（占用料除く）に関する資料。

7) 委託料の業者別一覧表。

8) 臨時職員配置及び人数に関する資料（職種・所属先・金額）（平成23年度末現在のもの）。

9) 公共施設の耐震診断の実施状況と補強工事の進捗状況に関する資料。

10) 観光イベント等、入り込み状況の推移に関する資料（5カ年の推移）。

11) 下田市観光協会補助金と協会の決算に関する資料（5カ年の推移）。

12) 年度別下水道使用水量及び無効水量に関する資料。

13) 下水道加入状況。

14) 上水道、無効水量に関する資料（5カ年の推移）。

15) 国民健康保険、資格証明、短期証明件数に関する資料（5カ年の推移）。

16) 生活保護世帯数、人員数に関する資料(5カ年の推移)。

17) 古紙等のリサイクル売却益に関する資料。

18) 介護保険サービスの利用状況に関する資料。

19) 小中学校教材備品等の決算に関する資料。

## 2. 現地調査実施箇所。

1) 平成23年度第4分団詰所建設工事(市民課)。

2) 公共道路橋りょう施設災害復旧工事(市道須郷線)(建設課)。

3) 県単道路整備事業負担事務(河津下田線)(建設課)。

4) 落合浄水場耐震補強工事(電気設備工)(上下水道課)。

5) 落合浄水場耐震補強工事(場内配管工)(上下水道課)。

6) 市民文化会館前公衆トイレ整備事業(観光交流課)。

7) 旧澤村邸整備事業(観光交流課)。

8) ペリーロード公衆トイレ整備事業(観光交流課)。

9) 武ガ浜ポンプ場耐震工事(上下水道課)。

10) 港湾整備改修事業負担金(建設課)。

11) 下田浄化センター脱水設備更新工事(上下水道課)。

12) 三穂ヶ崎台場遺跡土地購入(生涯学習課)。

13) 伊豆半島ジオパーク推進整備事業(観光交流課)。

14) 吉佐美地区大堰頭首工改修工事(産業振興課)。

## 3. 一般会計における事務事業と決算について。

平成23年度の決算規模は歳入総額95億7,297万756円(前年度比2.3%減)、歳出総額は91億915万9,486円(前年度比3.2%減)となっている。

形式収支(歳入歳出差引額)は4億6,381万1,270円で、翌年度に繰り越すべき財源8万1,000円を差し引いた実質収支は4億6,373万270円である。また、単年度収支は7,391万8,390円であり、実質単年度収支は1億1,577万1,390円の黒字となった。

歳入決算額は95億7,297万756円で、前年度比2億2,412万9,387円(2.3%)減少した。増加した主なものは地方交付税2,481万6,000円、県支出金649万1,710円、繰越金5,332万584円の増などである。一方、減少した主なものは市債1億630万円、市税6,234万6,085円、国庫支出金7,115万1,229円の減などであり、市税の減少が懸念される場所である。

不納欠損額は1億3,215万6,405円で、前年度比2,696万2,604円(25.6%)の増であるが、

特に個人市民税2,022万1,524円（139.3%）の増の欠損額となっている。

収入未済額は5億7,782万2,498円で、前年度比8,915万9,830円（13.4%）の減となった。

歳出決算額は91億915万9,486円で、前年度比で2億9,752万8,777円（3.2%）の減となった。増加の主なものは民生費1億4,120万8,710円、商工費4,164万9,708円、消防費4,158万2,525円、災害復旧費3,722万2,671円の増などである。一方、減少した主なものは土木費2億5,772万6,543円、総務費2億4,085万7,551円、公債費5,278万397円、教育費5,088万9,624円の減などである。

歳出を性質別に区分すると、義務的経費は45億1,837万4,000円（構成比49.6%）（前年度比3.0%増）、投資的経費4億1,856万1,000円（構成比4.6%）（前年度比28.2%減）である。昨年度決算において前年度比21.2%の減であったことから、2年連続で投資的経費の減が著しい。

平成23年度末の一般会計における市債残高は前年度比5.3%減の78億961万134円となった。また、特別会計、水道会計をあわせた市債残高は184億8,761万5,827円で、前年度比8億986万2,046円の減となった。

財政指標はおおむね改善されてきている。実質公債費比率は12.8%で前年度比1.0%改善された。将来負担比率も76.9%で前年度の90.4%に比べて13.5%改善された。しかし、財政の弾力性を判断する経常収支比率は87.3%で、前年度より2.5%悪化している。

基金については、財政調整基金が6億6,208万4,312円で4,185万3,000円（6.7%）増加している。また、庁舎建設基金は年度末で4億6,742万9,128円の残高となった。また、定額運用基金である用品調達基金は平成24年2月1日をもって廃止となり、残高150万円は一般会計に繰り入れた。

一般会計と特別会計をあわせた収入未済額は11億9,108万9,907円で、内訳は市税5億3,702万1,884円、国民健康保険税5億3,533万6,983円、下水道使用料1,302万3,937円、介護保険料1,105万5,900円である。一般会計と特別会計をあわせた不納欠損額は1億9,108万9,907円で、主なものは市税1億3,035万5,637円、国民健康保険税5,249万6,293円である。

市税を中心に自主財源を安定的に確保するため、性格の異なる税もあるが、職員全体で収納方法を検討して協力していく必要がある。

固定資産税の課税誤りの事例があった。課税は市の重要な業務であるので、今後十分注意すべきである。

財務省実地監査があり、基金が不足していることを指摘された。財務省の考え方は、積

立金等（繰越金＋財政調整基金＋減債基金＋その他基金）が、行政経常月収の3カ月以上必要との見解で、これを財政調整基金で賄おうとすると、約10億円の残高が必要である。

一方、財政調整基金に対する総務省の見解は、標準財政規模の5%程度で約3億円が費用とされる。双方の考え方が違う中、対応に難しいと思うが、財政の現状をきちんと議会で説明し、よりよい財政運営となるよう努力されたい。

認定こども園など第4次総合計画策定時と比べ、起債が増加する予定であるが、その後の財政見通しが出されていない。

不確定要素が多いとはいえ、明確に示すべきである。

平成23年4月1日現在の下田市職員総数は、採用された11人を含め252人であった。なお、平成23年度の退職者は15人であった。

採用に関しては広く全国から優秀な人材を求めて採用しているが、今後は地元を含めより広く募集し、より慎重な採用がなされることが望まれる。

市制施行40周年事業の一環として「広報しもだ縮刷版」第2巻（昭和61年～平成5年）が発行された。

インターネット情報発信事業費は79万455円で、今後はメール配信サービス及びホームページのさらなる充実が望まれる。

平成元年より長い年月がかかった下田公園下の市有地問題は、平成23年度に全面的に解決をした。土地利用については有効に使用されることが望まれる。

入札制度の改革の状況は、電子入札を導入したことにより、透明性の確保や市場競争原理の発揚とともに参加者拡大を図ることになった。平成23年度は67件の実施があり、今後も効率よく運用されることが望まれる。

旧樋村邸耐震診断の199万5,000円については、全員協議会で説明したこととはいえ、詳細な報告を主要な成果に載せるべきである。

自主防災会活性化のため693万2,000円で事業費が執行された。自主防災会の強化は喫緊の課題である。条例等で組織的根拠を明確にし、任務内容と権限を明らかにし、自主防災会の機能を最大限に活用する体制づくりが求められる。

(21)消火栓整備事業は吉佐美地区に消火栓1基を設置した。しかし、市内要望15基以上に対し、2年に1基の設置とされている。新設のスピードを上げ、消火栓の活用についても幅広く検討するべきである。

(22)デジタル簡易無線機を305万9,700円で購入したが、いまだ現場に配置されていない。管

理運用規定の作成が必要だということだが、1日も早い現場配置が望ましい。

(23)高齢者(65歳以上)は、市民2万4,717人のうち8,305人を占めており、率にして33.6%に達している。これは県平均23.8%よりも約10%高く、今後も増加が見込まれる。しっかりとしたさまざまな高齢者対策が必要となる。

(24)老人ホームへの入所措置者は34人で、6,549万2,807円が支払われている。23年度末の入所措置待機者は9人である。

(25)児童福祉では、子ども手当に3億5,402万2,000円、児童扶養手当に9,045万2,910円、子供の医療費助成に4,675万3,961円等が支給されている。

家庭児童相談室には97件の相談があり、また児童虐待、配偶者等からの暴力(DV)相談件数は39件であった。

(26)母子医療費の対象家庭は、205世帯で543人で、医療費に609万9,883円助成している。また、自立支援給付金として338万4,000円が支給されている。

(27)生活保護事業の扶助費は、268世帯325人に5億2,414万9,917円であり、保護率は13.26%と県下で第3位である。扶助費のうち、医療扶助費が50.9%、生活扶助費が30%となっている。世帯のうち、高齢者世帯が61.1%、傷病者世帯が15.9%である。

また、生活保護世帯では単身者世帯が223世帯と84.2%を占めている。23年度に開始した保護件数は55世帯65人、廃止した件数は26世帯35人である。

(28)死亡原因では、3人に1人ががんによると言われている今日、がん検診の推進が重要である。23年度では大腸がん検診を2,660人が受診し、215人が要精密検査の診断を受け、そのうちがんであった者が7人、がんの疑いのある者が3人、他の疾患であった者が105人であった。早期は発見により助かる命も多いと聞く。一層の受診率向上が望まれる。

(29)アルミ缶、古紙などの有価物については、分別収集が定着し大きな効果を上げている。特に古紙売却額については、後期(10月~3月)の単価が上がった。引き続き適切な入札を実施されたい。

(30)台風時における漂流ごみの処理は困難なものであるが、引き続き清掃事務所と地元住民との協力が望まれる。

(31)大沢地区産業廃棄物監視委員会については9回の委員会や多くの監視業務の実施により搬入量等の協定違反もなく効果を上げている。

(32)有害鳥獣防除については、農作物の被害が年々増加していることは、イノシシ、シカ、野猿が大幅に繁殖しているためと思われる。賀茂獺友会下田分会と委託契約を結び駆除する

とともに、農業者には設置する電気さく、防護さくに対し原材料費を補助している。

なお一層の駆除のためにわな猟免許取得者等を増やし、後継者不足を補い、あらゆる対策の強化が望まれる。

(33) 林業振興事業については、切り出した材木で間伐材等利用促進活性化業務としてベンチをつくり、各所の公園に配置した。

(34) 松くい虫防除事業については伐倒駆除、防除剤地上散布、予防材注入等毎年実施しているが、松の木は減少している。松くい虫に強い黒松まで被害が出てきている。塩害の影響も考えられるが、他の対策も考える時期に来ている。

(35) 道路維持に対し、地域からの要望は毎年約150件もあり、健全な維持管理を目的とし、道路整備に係る工事53件を3,600万円で施工し、修繕58件を322万円でやった。また、19件の原材料として100万円分を支給した。

(36) 河川維持事業においては、近年の異常気象もあり、巡回パトロールの強化により災害防止に重点を置き、県とも連携し、河川の整備や安全に努めている。

(37) まどが浜海遊公園については、下田の玄関でもあり、より効率よく運用され、整備されることが望まれる。

(38) 都市公園維持事業では、9公園の都市公園施設長寿命化計画策定を564万9,000円で委託した。

下田公園については、松くい虫対策として、防除薬剤散布、防除材注入、被害木伐倒処理等を実施した。

なお、効果についてはまだ不十分であるが、今後の新対策の強化が望まれる。

(39) 景観推進事業として景観を生かしたまちづくりを推進するため、条例に基づき登録まち遺産の簡易修繕に対し安直楼、雑忠、土佐屋の3件に124万5,000円の補助を実施した。

(40) 地震対策として個人の耐震対策を推進するため、専門家診断100件を450万円でやった。また補強計画策定に3件28万8,000円、耐震補強に3件110万円の補助をおのおの実施した。

なお、耐震化されていない木造家屋がまだまだ多く、今後の対策が急がれる。

(41) 東日本大震災の影響による電力不足への懸念、イベント自粛、海水浴場に対する放射能汚染の風評等により、観光交流客推計数は238万979人（前年度比59万7,571人減）、宿泊客推計数は76万3,957人（対前年度比4万1,982人減）と前年を大きく下回った。

(42) 東日本大震災の市内経済に対する影響を緩和するため、下田市緊急観光対策交付金として市内経済活性化に寄与する7団体に総額246万7,826円を交付した。また、同交付金事業と

して中止となった黒船祭の代替イベントとして、東日本大震災復興支援チャリティー下田元気祭を5月21日、22日に開催した。

(43) 下田市観光振興推進会議を設置し、観光基本計画の策定に向けての準備作業を行った。今後は観光基本計画を策定し、それに基づくアクションプランの実施により、市内経済の機軸となる観光振興に大きく寄与していくことを切望する。

(44) あじさい祭において、本年度より下田カントリークラブの協力を得てゴルフカートによる公園入り口から開国広場までの送迎運行を実施し、入場者の利便性向上に努めた。期間中の来場者推計数は11万2,800人（対前年度比3万9,600人減）となった。

(45) 夏期海難対策協議会を通し、各区と連携し夏季の海水浴場の快適で安全な環境の確保に努めた。震災等の影響もあり、7月から8月の海水浴場入り込み客推計数は47万4,590人（対前年度比27.6%減）となった。

(46) 爪木崎水仙園整備計画に基づき水仙球根の補植や園路整備を図ったが、1月20日、21日の強風により水仙に大きな被害が生じたことが影響し、本年度水仙まつりの入り込み客推計数は22万4,000人（対前年度比17%減）となった。

(47) 静岡県の地域人材育成事業の補助を受け、NPO法人下田にぎわい社中に委託し伝統芸能継承者の育成を図った。旧澤村邸の利用促進にも寄与され、おおむね良好な事業であったが、今後はさらなる継承事業及び観光事業への取り組みが望まれる。

(48) 伊豆半島ジオパーク構想推進のため県観光施設整備事業の補助を受け、ジオサイト説明看板の設置及び田牛竜宮窟・サンドスキー場の手すり設置を行った。今後はジオパーク構想と連携し、自然環境保全と観光産業への活用、人材育成等、広域的かつ持続的な事業の推進を望む。

(49) 旧澤村邸整備事業は本年度事業として1,608万2,550円が執行され、主に蔵改修工事及びなまこ外壁の改修を行った。効果的な運営管理を図り、今後の観光振興に寄与されることが強く望まれる。

(50) 観光施設整備費として4,838万7,949円が執行され、市民文化会館前公衆トイレとペリーロード公衆トイレ等の整備を行った。専門知識を有する建設事業にもかかわらず、技術職員の未配置等による執行の不備も指摘され、同様事業を行う上での組織機構に関しては見直し強く望まれる。また、当事業により整備された2施設については適切な運営管理を図り、今後の観光振興への寄与を期待する。

(51) 市内全小中学校にALT（外国人講師）や社会人の派遣による担当教師支援を行い、学

習・体験学習を実施した。今後も同制度を用い児童生徒の学力・知識向上に努められたい。

(52)各学校からのたより等積極的な情報発信を行うとともに、学校行事や総合学習等の活用、終日授業を公開する自由参観日等を設け、保護者並びに地域住民への公開を行った。内外に開かれた学校運営は地域での信頼構築に大きく寄与されるものであり、今後も期待するものである。

(53)東日本大震災を受け、学校及び地域における防災教育を再考し、避難経路や防災マニュアルの見直し、各地域協働での避難訓練の検討及び実施等、各地域、学校の実情に応じた防災教育に取り組んだ。地域防災における児童・生徒の安全・安心の確保は必須であり、今後もより充実した防災対策を強く望む。

(54)公立保育所と民間保育所における保育料の滞納者が多く、利用者負担の公平性を図る上でも今後の改善対策を強く望む。

(55)給食センター建設事業費として371万7,466円が執行され、その主なものは基本計画策定業務であり、より安全・安心な給食提供に努めるとともに、効率的な運営に寄与できる施設の整備を強く望む。

(56)市内小中学校のうち稲梓地区2校を除くすべてのデジタル回線を光回線に変更した。ICT教育の充実を今後も図ることを望む。

(57)設備全般に老朽化が顕著にあらわれている市民文化会館において、本年度は小ホール音響整備卓の購入388万5,000円ほか修繕354万7,950円を執行し、施設改善を図った。

(58)伝統的建造物群保存対策調査事業として320万1,501円を執行した。その主なものは弥七喜・大坂地区の保存対策調査（総合学術調査）委託費であった。また、関連事業として県共催によるシンポジウム等を開催した。今後は報告書等の完成とともに建設課所管の景観条例等関係業務と連携を図り、文化的遺産景観の保護・保全と観光産業への寄与を強く望む。

(59)新庁舎建設事業推進を図るため、平成23年4月より施設整備室が設置され、建設基本構想、基本計画の策定が図られた。新庁舎建設に当たっては、防災の面だけではなく、都市計画の全体的、総合的なまちづくりの観点から構想・計画されることが望まれる。平成23年度末の庁舎建設基金は4億6,742万9,128円であった。

#### 4. 各特別会計等決算について。

国民健康保険事業特別会計決算について。

平成23年度の保険給付費は22億7,911万1,831円で、前年度よりも8,950万7,951円増加している。1人当たりの医療費は28万3,471円で、前年度より1万3,329円増加している。

23年度の保険税（調定額）は13億9,242万8,063円で、前年度よりも1,899万963円の減少であった。1世帯当たりの保険税（調定額）は15万4,226円で、前年度より2,946円減少している。

保険税の収納率（現年課税分）は、87.06%で前年度より0.47%改善しているとはいえ、滞納は善良なる納付者に新たな負担を強いることにつながるため、一層の収納率の向上が期待される。

本会計では、歳入36億2,682万8,863円、歳出34億197万1,647円で、形式収支では2億2,485万7,216円の黒字であるが、基金からの繰り入れや繰り越し等を計算した実質単年度収支では1,009万1,294円の赤字になる。収納率の向上、予防医療、健康づくり等の対策をとることが必須である。

介護保険特別会計決算について。

23年度の居宅介護（支援）サービス受給者数は8,527人で、施設介護サービス受給者数は3,358人であった。保険給付費は19億3,925万3,858円で、前年度より1億6,414万8,994円増加している。今後も増加が見込まれるので、元気なお年寄りを増やすことに市を挙げて取り組む必要がある。

本会計では、歳入20億7,861万8,403円、歳出20億6,971万9,233円で、889万9,170円の黒字となった。

後期高齢者医療特別会計決算について。

歳入2億9,252万2,644円、歳出2億8,173万4,243円で1,078万8,401円の差額となった。

被保険者数は、23年度に資格取得した者368人、資格喪失した者310人で、年度末で4,307人となった。

下水道事業特別会計決算について。

平成24年度まで継続された接続助成金（処理区域の公示がされた日から1年以内に接続した者。ただし新築、法人を除く）一律7万円を受け9件が接続した。平成23年度中の接続戸数は47戸、接続人口99人で、合計2,899戸、7,438人で水洗化人口率は66.4%から67%となった。より一層の接続率を高める施策が必要である。

下水道事業は、昭和49年度の事業開始以来37年が経過し、下田浄化センター、武ガ浜ポンプ場の機器更新、耐震工事等。また須崎地区下水道マンホール改修工事を施設更新事業として6,901万3,188円で実施した。地震、津波に強い施設にするとともに、被害想定に基づく対策と訓練を実施すべきである。

公共事業費2,284万9,735円で、幹線管渠築造269メートル、単独事業費2,093万9,349円で、枝線管渠築造184メートルの工事が行われ、認可面積298.70ヘクタールに対して整備面積264.29ヘクタール、昨年度対比2.09ヘクタール増、整備率88.5%となった。

収入未済額は受益者負担金583万8,220円、下水道使用料1,302万3,970円となっている。健全な下水道事業運営のため、さらなる未収金の縮減に努めるよう要望する。

水道事業会計決算について。

東日本大震災による被害は、観光客の減少をもたらし、本市水道事業にも、年間有収水量378万8,763立方メートル、前年度に比べ24万8,317立方メートル減少した。

また、総配水量487万2,617立方メートルで、有収率は76.3%で、前年度より1.3%減となった。

給水原価1立方メートル当たり単価は157.42円となり、昨年より10.17円値上がった。供給単価との差は平成22年度は25.34円であったが、23年度は14.70円となった。給水原価が供給単価を上回ると赤字に陥るため、給水原価を低く抑える努力が求められる。

給配水量の21.9%、106万7,774立方メートルが無効水量となっている。特に本年は、伊豆急下田駅構内で50ミリ管から1万4,000立方メートルの漏水が起き、調定減水量も昨年より2件増え43件2万237立方メートルとなった。漏水修繕は昨年より38カ所が10カ所、管破損は88件が46件と減少しているが、より一層の漏水防止に努められたい。

送配水管改良工事は、蓮台寺、吉佐美、外浦、旧町内、白浜、立野、河内地区で1,343.5メートル、8,973万1,950円で実施された。石綿管布設替え工事は、残約17.7キロメートルになった。

落合浄水場耐震補強工事の電気設備工及び場内配管工が1億7,757万7,500円で施工された。引き続き、配水地等の耐震化が望まれている。

第6次拡張工事として、大賀茂地区配水管工事89.2メートルが124万7,400円で行われた。今後も未給水地区の解消のため努力されたい。

下田市私有配水管の上水道配水管移設受領については、管理者の決裁を受け、公正な取り扱いを求める。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） ただいまの決算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

14番。

14番（大川敏雄君） 何点か質問いたします。

まず、今読んでいただいたこの決算審査についてという、本日配布されたものですが、固定資産税の課税誤りの事例があったと、こういう指摘がされているわけですが、当然修正手続をされていると思いますが、審査の過程において修正手続はどのような形でされたか教えていただきたいと思います。

それから4ページ、21、消火栓の整備事業でございますが、これは昨年私も決算委員の1人として同じ指摘を発言させていただきました。まことにいい指摘でございますが、これらについて昨年度も指摘され、本年も指摘をされているんですが、当局の答弁の概要についてちょっと教えていただきたいと思います。

それから7ページ、43でございますが、例の観光基本計画の策定ですが、実はこの件については下田市は昨年23年度の施政方針において基本計画を策定すると表明されているわけがあります。

そこで、今回の審議に当たって、観光推進会議を設置したと、こういうことで前進していると思いますけれども、一応この観光基本計画がいつごろ策定するという目標が出ているかどうか、時期をちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

それから8ページの50番、これは本会議の質疑にもありました。この特別委員会でも指摘されているんですが、文章で執行の不備が指摘されておる。それに対して執行の不備があればそれを修正しなきゃならんと思います。そういうことがまた出てくるわけであって、これらについての執行の不備に対する対応は具体的にどのような形で対応されるのか、お尋ねしたいと思います。

それから9ページ、59番、その庁舎の建設基本構想、基本計画の策定が図られたと23年度決算でそうはっきり言っているんですが、これは書き方が間違いだと思います。というのは、基本構想、いわゆる23年度、24年度の債務負担行為で建設基本構想、基本計画を策定しますよと、こういう予算手続をされておりますが、実際に基本構想ができたのは本年の6月です。基本計画はできておりません。したがって、この報告書の書き方は誤りだと思いますが、この点について決算委員会としてはどのような判断をされているかお尋ねします。

議長（大黒孝行君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩をさせていただきます。

午前10時58分休憩

午前11時 8分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

委員長の答弁を。

決算審査特別委員長（土屋 忍君） それでは、順次お答えをしていきたいと思ます。

の固定資産税の課税の誤りの件ですけれども、これは監査のほうの指摘事項の36ページになると思うんですけれども、こちらに出ておまして、公有財産になったのにそのまま課税していたということが実際にあったわけでございます。当局といたしましては、それを返納をしたということで、決算特別委員会としては今後こういうことが二度とないようにということを、何といいましてもこの税というのは市の重要な 重要なといいますか、税務課としても重要な業務でありますし、市としてもこれがすべての税というものが根幹になっているわけなものですから、今後こういうことが二度とないようにというようなことで決算委員会としては報告にも載せさせていただきました。

それから、次の21番、消火栓の件ですけれども、当局といたしましてはやはり昨年と同様なのかもしれませんけれども、2年に1基というようなことでやっているという説明がありまして、委員会としても15基あると。じゃ2年に一度なら30年かかるんじゃないかと、そういうようなことも言わせていただきまして、是正を求めるということで、まして震災云々という災害ということが重要視されているときに、この2年に一度はないだろうということで指摘をさせていただきました。

次に、43の件ですけれども、これは当局からも平成24年度中にやるということの答弁をいただいております。

次に、50番目のトイレ改修事業について、特に旧澤村邸のほうのペリーロードのほうのトイレにつきましては、やはり途中、完成をして、さらに地元住民からおかしいんじゃないかと、つくりが雨が入るだとか、よそからちょっと見えるだとか、そういうような指摘があったのは事実でございます。そういう意味で、市の担当課のほうも専門家がないということで、やはりそこまで指摘ができなかったということで、余計なお金もかかるわけなものですから、今後は専門のそういう技術を持つ者を何とかしていきたいというような答弁がございました。

それから、59番目の新庁舎のことについては、基本構想、基本計画というのは、ご指摘のとおり23年度と24年度の事業でございます。ここの文言の部分ですけれども、基本計画の策定が図られたという表現ですけれども、今委員会としましては取り組みが始まったという意味でこのような表現をさせていただいたと、策定が終わったという意味ではないということ

をぜひご理解いただきたいということでございます。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） ありがとうございます。

1点だけトイレの件ですが、結局本会議で当局の所管課長も不備を認めたんですね、質問の中で。特別委員会も不備を認めた。そうすると、その不備については直すという手続がなければならぬ。今、委員長の答弁は、今後そういう云々というほうはそれは大事だけれども、今不備というものを指摘した以上は修正をすると、直しますよと、雨漏りかなんか知らんけれどもそういった不備については直すというのが普通であろうと思うんですが、いかがですか。

議長（大黒孝行君） 委員長。

決算審査特別委員長（土屋 忍君） 施設の不備については、もう直っているわけでございますけれども、下田の市の職員体制の不備を我々は指摘させていただきまして、そんな専門家もいないところであれだけの工事を本当に管理できるのかと、管理できないからあんなふうになったんじゃないかという指摘を我々はさせてもらいまして、それについても専門職を入れるとか、そういうことも今後検討していきたいということで、現場のものについては改修は済んでいるということでございます。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） 直っていれば結構です。

ありがとうございました。ご苦労さまでした。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって決算審査特別委員長に対する質疑を終わります。

決算審査特別委員長は自席へお戻りください。ご苦労さまでございました。

これより各議案について討論、採決を行います。

認第1号 平成23年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

7番。

〔7番 沢登英信君登壇〕

7番（沢登英信君） 認第1号について反対、否決すべきものとしての意見を述べさせていただきます。

3月11日、昨年の東日本大震災を受けた大変な年であったわけであり、それだけに防災対策が緊急の課題となった年と言えようかと思うわけであり、決算特別委員会の報告にもありましたように、21番、消火栓の整備事業、既に住民から15カ所の要望が出ているにもかかわらず、23年度は吉佐美地区1カ所しか実施がされなかったと。しかも、今後の方針は2年に1基設置をしていくんだと、こういう方針であります。まさに30年も先にならなければ、火事が起きたときに水源が確保できない、こういう事態が放置されているわけであり、これは緊急の課題として住民の側に顔を向けた防災対策が進められているのかどうか、こういうことが歴然と判断のできる事例であろうかと思えます。

120万円足らずで1基が設置できる、一般会計のほうから出資金として80万円を、そして水道課の会計のほうから30数万円が出されて1基が設置されているという、こういう仕組みになっているわけであり、少なくとも1年に2基程度は設置をし、5年から長くても六、七年の間に15基のすべての設置を図る、こういうことが求められていようかと思うわけであり、予算が許すのであれば、単年度で15基を設置する、こういう見解も当然当局は持つべき23年度の実態であったかと思うわけであり、

こういう状況から比べまして、まさにこの消火栓の設置の問題は、23年度決算、これ1つをとりにしても不認定とすべき内容のものであると言わざるを得ないと思うわけであり、

そして、さらに市民要求の多くは防災に対します外灯をつけてほしい、こういう思いが毎年出されてきていようかと思いますが、昨年も今年度も新設の外灯は1基もされていない、これまた市民の側に顔を向けた行政とは決して言えないのではないかと思うわけであり、

さらに皆さん、23年度は市と特定業者の間で大変な不正常な関係がもたらされていると言わざるを得ないと思うわけであり、

某会長から、下田市長あてに要望書が22年の11月18日出されているわけであり、下田配水池用地1万1,384平米、これが10年ほど前に河津町峰にお住まいのこの某氏より所有となっているわけであり、5,000トンのこの下田配水池の市の上水道にとってはなくてはならないこの施設が、立野、中、本郷、高馬、旧下田、浜崎、白浜、朝日地区に配水がされている下田配水池であります。

この用地の賃貸借交渉に伴い、利益供用を疑わせる事実が発生しているという点を昨年の6月議会で私は指摘をいたしました。下田配水池用地の返還をこの某会長と某企業が求めてきたわけであり、平成22年10月13日、サカキ、シキビ、アクシバ等の育成事業を知人と共同経営で行いたいと、返還を求めると。そしてこの経過の中で、地代を値上げすると

ということではなく、某グループより要望書が提出されました。ごみの焼却場のごみ収集業務、焼却場の管理業務等をこの某会社にやらせると、こういう要求であります。そして、この要求にともあろうに当局はこたえるという回答書を提出しているわけであります。

要約しますと、23年2月23日に要望書に対する市の回答その2としてしまして、清掃センターのごみ処理業のうち、収集業務について平成24年度より一部の民間委託を実施する予定であると、その体制については23年度中に決定いたしますが、おおむね現在の5地区体制のうち2から3地区を委託すべきと検討していると。なお、償却業務については、現在の職員体制を考慮の上、引き続き検討していきますと。さらにリサイクル分別収集委託業務で、清掃センターで処分しておりました古紙、アルミ、スチール缶等について、清掃センターで計量の上、貴社にその処分を平成23年度より新たに委託をします。リサイクルで集めてきた有価物はこの会社に売りますよと、こういう回答書を出し、そして23年度はこのような形で実施がされているわけであります。

清掃業務に従事しておりました市の臨時職員6人の人たちの首を切つてまでこの会社に委託がされる、このような形のものが進められてきているわけであります。23年度決算、これまた不認定とすべき大きな理由の1つになるものと考えられるものであります。

特定業者とのこの不正常な関係を正常な関係にきっちり改めていくという観点からも、不認定としなければならない23年度決算認定にかかわる内容を含んでいようかと思うわけであります。

さらに、この某業者に山の家を指定管理者として指定をしているわけであります。あずさ山の家につきましては、平成4年の開設以来、地域住民の理解のもと、対岸の沢から沢水を引いて山の水に用いてきたわけであります。深刻な水不足が発生をしていたということでもあります。

平成18年度にこの某業者指定管理者が山の水の地域内に井戸を掘ると、こういう事業を実施いたしました。そのことによりこの井戸水を使用することによって水不足は解消されましたが、この井戸水はだれのものか、こういう議論が議会で行われ、当然市のものである、山の水のために使うものについてはご使用ください。しかし、この業者が事業のために使う水は有料で買ってください、こういう協定を、約束事を取り交わしてきたと思うわけであります。

この業者は、狩りの水として宣伝をしている、そして現実にペットボトルに入れられ売られているというわけであります。しかし、23年度決算も、22年度、1年前の決算も、この水

をこの業者に売ったという歳入が一銭もなされていないわけであります。どういう事態なのか、井戸水を使って事業を展開していることは明らかにもかかわらず、当局は業者から使ったという申請がないと。したがって、歳入はないんだと、このような市の財産の管理の仕方でもいいのかと。いいわけがありません。この業者とのまさに不正常な関係を山の家の管理におきまして、きっちりとただしていただく必要があると思うわけであります。

さらに、皆さん、今、市の職員の状態がどうなっているのか、247人の職員、去年は11人の職員が新規で採用されたと思いますが、このうち新規の新年度の採用された職員がまさに1年たったかたたないかのうちに3人の職員が退職をされると。しかも、現業職の方は不幸な自殺というような形での死亡届けが出されている。市の職場がどうなっているのか、職員はどんどん減員され、その一方で220人からの臨時職員が採用されている。労働者がきっちり市民のために働いていこうという環境が大きく破壊されているという現実が、職場の中で明らかとなっていようかと思うわけであります。まさに財政再建、小泉構造改革路線の行き過ぎがこの職場にも大変な事態をもたらしているということが言えるのではないかと思うわけであります。

このような観点からいいましても、23年度のこの下田市の一般会計歳入歳出決算認定は不認定とすべき内容のものであると思うものであります。

以上です。

議長（大黒孝行君） 次に、賛成意見の発言を許します。

2番。

〔2番 小泉孝敬君登壇〕

2番（小泉孝敬君） 認第1号 平成23年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について賛成意見を述べさせていただきます。

現在多くの市民のために下田市が借り受けている配水池または防災のための諸施策、その他もろもろの施設、これらについては耐震化等を含め、個々の状況を見きわめながら今後のあり方については対処していると思われま。

また、行政運営については、去年は第4次総合計画のスタートの年であり、またご存じのように東日本大震災が発生し、その後の難局を乗り越えながら一步一步前進したと思われま。そのような困難な状況を克服するための諸施策は入札をはじめ公平に適正に行われていると認められます。

したがいまして、私は平成23年度下田市一般会計歳入歳出決算について認定することに賛

成いたします。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので本案は起立によって採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立多数であります。

よって、認第1号 平成23年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定をいたしました。

次に、認第2号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第2号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定をいたしました。

次に、認第3号 平成23年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第3号 平成23年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定をいたしました。

次に、認第4号 平成23年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

7番。

〔7番 沢登英信登壇〕

7番（沢登英信君） 認第4号 平成23年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定につきまして、不認定とすべきという討論をさせていただきたいと思います。

皆さん、ご案内のように、この会計で平成14年度取得、15年3月12日に2つのバス会社より1億6,200万円の費用を払いまして、駅前の今観光協会に駐車場として貸しております土地の取得をしたわけでありまして、そして、この土地は下田市の顔と言える玄関にもかかわらず、碎石が引かれ、水たまりができてきているような形で1年度限りの契約として駐車場に現在使用をしているところであります。既に10年近くがこのような状態で取得から続けられてきている、こういうぐあいに言えようかと思うわけでありまして。

駐車場として観光協会に貸せるにいたしましても、きっちりと舗装をするなりいたしまして、伊豆急駅前下田市の玄関口にふさわしい対応をしていくということが早急に求められていようかと思うわけでありまして。この点は毎年の決算でも指摘がされてきているところであると思います。

しかし、いつまでたってもこの状態が改善されていない、こういう実態ではないかと思うわけでありまして。そして皆さん、この公共用地の取得の背景には、現在、2億7,600万からの現金がたくわえられているわけでありまして。大きな事業が庁舎の建設認定こども園、あるいは給食センター等含めまして、大きな事業が平成27年度まで災害に強い公共施設をつくっていくと、こういうことで、あるいは消防団の詰め所等を含めまして、高台への移転等も考えていかなきゃならない、こういう状況にもかかわらず、この会計のお金が眠っているといえますか、利用計画が全く立てられていないというこういう状態でありまして。何のために

この公共用地の取得の会計があるのかと当局にはっきりと意思を表示する、議会として表示をしていく必要があると思うわけであります。そういう観点から、この会計は不認定とすべきものであると考えるものであります。

以上です。

議長（大黒孝行君） 次に、賛成の意見の発言を許します。

10番。

〔10番 田坂富代君登壇〕

10番（田坂富代君） この公共用地取得特別会計につきましては、今までいろいろな計画の変更の中、なかなか手のつけられない状況が今日まで続いています。過去の決算審査においては、私もたびたび指摘をしてきたところで、沢登議員のおっしゃる内容はよくわかりませんが、この平成23年度においては伊豆縦貫自動車道路の予算が24年度につくことがわかっておりました。伊豆縦貫道が進み始めた平成23年度決算において、この指摘をされるということは理解に苦しむところであります。

それぞれ考え方は違いますので、当然手をつけなくてはならないという考え方が一方ではあるでしょうが、他方、市民の税金を使って取得したものですから、よりよい使い方をするという意味で、また早急に行うことにより手戻りになることは避けることが懸命であります。平成23年度の決算はやむを得ないものと考えます。

平成23年度公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定は、認定をすべきものと私は判断いたします。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立多数であります。

よって、認第4号 平成23年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定をいたしました。

次に、認第5号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第5号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定をいたしました。

次に、認第6号 平成23年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第6号 平成23年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定をいたしました。

次に、認第7号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第7号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定をいたしました。

次に認第8号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第8号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定をいたしました。

次に、認第9号 平成23年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第9号 平成23年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定をいたしました。

次に、認第10号 平成23年度下田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決に入りますが、ここで申し上げます。本案につきましては、剰余金の処分と決算の認定についての2つの表決が必要となる案件でありますので、それぞれにつきまして、採決をいたします。

まず、本案のうち平成23年度下田市水道事業会計の剰余金の処分について採決をいたします。

本剰余金処分についての特別委員長の報告は原案可決であります。特別委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、本案のうち平成23年度下田市水道事業会計の剰余金の処分については、特別委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、本案のうち平成23年度下田市水道事業会計の決算の認定について採決をいたします。

本決算の認定についての特別委員長の報告は原案認定であります。特別委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、本案のうち平成23年度下田市水道事業会計の決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定をいたしました。

これをもって、認第10号 平成23年度下田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての採決は終わります。

以上で、認第1号から認第9号までの平成23年度下田市各会計歳入歳出決算認定及び認第10号 平成23年度下田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については全部終了いたしました。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託をいたしました議第37号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第38号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第5号）、議第39号 平成24年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第40号 平成24年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第41号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第42号 平成24年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第43号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第44号 平成24年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第45号 平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第46号 平成24年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、以上10件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、岸山久志君の報告を求めます。

6番。

〔産業厚生常任委員長 岸山久志君登壇〕

産業厚生常任委員長（岸山久志君） 産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので、報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第37号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第38号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第5号）（本委員会付託事項）。

3) 議第40号 平成24年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）。

4) 議第41号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

5) 議第42号 平成24年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）。

6) 議第43号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

7) 議第44号 平成24年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

8) 議第45号 平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

9) 議第46号 平成24年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）。

## 2. 審査の経過。

9月27日の1日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より平山健康増進課長、大川環境対策課長、山田産業振興課長、稲葉観光交流課長、土屋建設課長、平山上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

## 3. 決定及びその理由。

1) 議第37号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第38号 平成24年度下田市一般会計補正予算(第5号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第40号 平成24年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第41号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第42号 平成24年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第43号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第44号 平成24年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第45号 平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第46号 平成24年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長(大黒孝行君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(大黒孝行君) これをもって産業厚生委員長に対する質疑は終わります。

ご苦労さまでございました。

次に、総務文教委員長、土屋雄二君の報告を求めます。

4番。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長(土屋雄二君) 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので、報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第38号 平成24年度下田市一般会計補正予算(第5号)(本委員会付託事項)。

2) 議第39号 平成24年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)。

3) 議第41号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

4) 議第42号 平成24年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

5) 議第43号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

6) 議第45号 平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

7) 議第46号 平成24年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)(人件費)。

2. 審査の経過。

9月27日の1日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、滝内企画財政課長、名高総務課長、前田税務課長、峯岸市民課長、原福祉事務所長、土屋学校教育課長、佐藤生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地調査を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第38号 平成24年度下田市一般会計補正予算(第5号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第39号 平成24年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第41号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第42号 平成24年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第43号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第45号 平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第46号 平成24年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

補足説明をさせていただきます。

このたび下田市敷根地内に建設予定している認定こども園の造成工事に関する補正予算は平成24年度、25年度2カ年にわたる総額4億3,000万円の債務負担行為によるものであります。この財源は、国庫補助及び交付税対象となる起債を受けることもできず、すべて下田市の一般財源で充当しなければなりません。本事業は昨年(2012年)の東日本大震災及び本年(2013年)8月29日内

閣府から発表された南海トラフ巨大地震による津波対策として、敷根地区の高台に認定こども園を建設するものであり、当局は県及び国に対し補助金及び交付税対象となる起債の対象事業となるよう強力に要望を行うことを要望いたします。

以上です。

議長（大黒孝行君） ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

7番。

7番（沢登英信君） 認定こども園の造成につきまして、委員会のほうから当局に要望を出したと、こういうことでありますが、やはりその要望は実現をされなければならない要望だろうと思うわけです。

今の財政状況の中で約4億3,000万、建設費を含めると10億からの歳出が予定されていると、それをほとんど単独財源で実施をするというような方向は、今の下田市の現状からいって十分検討しなきゃならないと。補助金や、あるいは起債をするにしましても、その起債の利率の低いものを借りるというような努力は当然すべきだと。

しかし、この認定をして今年度と来年、24年度と25年度で4億3,000万からの事業費で造成をするということになりますと、当然それらの補助金や低い利率のものは考慮外になってしまうという実態になるかと思うわけです。それらの整合性というんでしょうか、委員会として当局に要望をしても、その要望の実現性というのはどのように図られると委員会として考えたのかという点を1点お尋ねをしたいという点であります。

しかも、6,500万であります。来年度はその残りの費用、総勢4億3,000万を2カ年で支払う、事業を進める、こういうことでありますので、当然委員会として一般質問の中でご指摘があったように、もう少し余裕を見てこの事業を進めたらどうかと、こういう意見が当然あったわけですが、それらの点はどのように委員会の中で議論をされ、認定すべきものと結論づけられたのか、お尋ねをしたいと思います。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） お答えします。

10月の16日に移動知事室ということで、県知事が下田に来るということで、ぜひ時間をいただいて知事に会って、また現場を見てもらって県・国の支援をぜひともお願いしたいということになっております。

7番（沢登英信君） 市長がそういう行為をとるという約束を得たということですか。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 市長ですか。

7番（沢登英信君） はい、あなたがやるわけじゃないでしょう、当然執行権を持っている市長がそういう行動をとるということですか。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 要望、追加説明をしたということですが、補足の。だから市長のところには行っておりません。

7番（沢登英信君） 2つ質問しましたので、もう1つについて教えてください。

〔発言する者あり〕

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） ちょっと質問のご理解が進んでいないようだったものですから、繰り返させていただきますけれども、今、10月16日に知事が下田に来られて話し合いをしてくださる、そのところに要望を出すんだと、こういうお答えをいただいたかと思うんですが、その要望はどなたがお出しになるのか。

当然市がこの事業を進めているわけですから、市長名で知事に要望書を出す、あるいは市長が直接知事と会って要望すると、こういうお約束を委員会として得たんでしょうか、こういう質問をしたわけです。あるいは委員会としてそういう要望をしようということなのか、こういうことが1点目であります。

知事に要望したからといって、その実現性がどう図られるという理解を委員会としてされるのか、一定の行動をされたら、しようということについては評価されるべきことであろうと思いますが、その実現性についてはどう思っているのか、可能性があると思っているのかという質問であります。

そして、2点目は当然この23年度、24年度でこの事業を進めるのではなく、もう少し長いスパンで、あるいは26年度まで延ばして国の制度ができてからきっちり補助金を受けて実施したらどうかと、こういうご意見も一般質問の中であったかと思うわけであります。それらの点はどう委員会の中で議論がされ、整理されたんでしょうかという質問でございます。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 最初の質問ですが、補足説明を議会としてしたということです。要するに、そういう事実が、知事が10月の16日に来るということで、ぜひとも教育長は委員会にいらっしゃいましたから、市長を通じてぜひともお願いに行ってくれと。現場を見てもらって、補助金がいただけるように努力してくれというお願いをしました。当局

としては、積極的に要請して補助金が得られるように頑張るというお約束をいただきました。

〔「１点目わかりました」と呼ぶ者あり〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 23年、24年ですか。これは一般質問で出ましたが……

〔発言する者あり〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 一般質問ではなかったですか。財政的にいろいろ重なって、市庁舎並びに給食センター等の財源的にもかなり厳しいからというような急いでやる必要があるかというような部分もありました。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでございました。

以上で委員長報告と質疑を終わります。

ここで1時10分まで休憩といたします。

午後 0時 9分休憩

午後 1時10分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開します。これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第37号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第37号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制

定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第38号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第5号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

7番。

〔7番 沢登英信君登壇〕

7番（沢登英信君） 平成24年度のこの補正予算で大きな問題点と指摘しておきたいと思えますところは、認定こども園用地の造成工事、認定こども園の建設にかかわる事業でございます。本年度及び来年度で4億3,000万円からの債務負担を起し、この事業を執行しようと、こういうことですが、災害の3月の内閣府の発表によりまして、25.6メートルからの災害が下田市を襲うと、こういうことで高台にぜひとも認定こども園をつくらなければならないと、こういう事情であるわけでありますが、やはり子供たちや、また通園の父兄のきっちりした命を守るという点では、地元の安全なところにそれぞれこども園、あるいは保育園や幼稚園が設置されてきているわけですので、このような実態をきっちりと見つめて検討し直すべき時期に私は現在あると思うわけです。

1つは、造成費に4億3,000万円もかけていいのか。1カ所に集中するという事は、海岸線を通ってこの園に通園する方々もあるでしょう。稲生沢の沿線を通ってこの園に来る方もあろうかと思えます。通勤途上に災害が起こるということになれば、大変な事態が生じるわけであります。

このような点から見まして、各地域に既に幼稚園、保育園があるわけです。安全なところについては4億3,000万円からのお金があれば、十分何園かが建てかえることができる、こういう予算規模になろうかと思うわけであります。そういう点を含めまして、この予算は再度見直すべきものであると。

しかも、造成費については国からの補助金や援助する制度が現在ないという事態も踏まえまして、時間をかけた検討が必要であるということは明らかであらうかと思うわけでありませぬ。

このような観点から、この補正予算に反対をすべきものと考えます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 次に、賛成の意見の発言を許します。

1番。

〔1番 竹内清二君登壇〕

1番（竹内清二君） 議第38号 平成24年度下田市一般会計補正予算について賛成の討論をさせていただきますと思います。

先ほど沢登議員からのご指摘がございました認定こども園に関する予算においてですが、今回の補正予算においては1,747番事業、認定こども園実施設計の入札差金及び建設予定地の造成工事ということで計上されてございます。こちらのほうの造成工事等につきましては、敷地の決定及び今後の展開ということに伴う予算としては適正であると考えております。

なお、建設予定地等の決定におきましては、第4次総合計画等で既に執行、計画され決定した事項として、今事業に取りかかっているものと思われまして、より今後のこども園、子どもたちの環境をよりいい環境にしていく取り組みとして、この認定こども園の事業は遂行されるべきと考えております。

今後の予算執行4.3億と言われております造成費等の事業につきましては、まだ決定事項ではございませんが……

〔発言する者あり〕

1番（竹内清二君） 失礼しました。債務負担行為で計画されてございます4.3億円の事業内の予算におきましては、今後の補助金等の申請におきまして、先ほどの答弁にございました当局の国・県への働きかけがより望まれるものと思います。考えてはございますが、今回の6億5,000万等の事業、そして敷根への決定におきましては何ら適正であると考えております。賛成の答弁をさせていただきます。

議長（大黒孝行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立多数であります。

よって、議第38号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第5号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第39号 平成24年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第39号 平成24年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第40号 平成24年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第40号 平成24年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第41号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第41号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第42号 平成24年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第42号 平成24年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第43号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第43号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第44号 平成24年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第44号 平成24年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第45号 平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第45号 平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第46号 平成24年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第46号 平成24年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

#### 発議第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、発議第4号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 発議第4号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書を別紙により、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、文部科学大臣に提出するものとする。

平成24年10月1日提出。

提出者、下田市議会議員、伊藤英雄。以下敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、岸山久志、同じく小泉孝敬、同じく沢登英信、同じく藤井六一、同じく大川敏雄、同じく鈴木 敬、同じく土屋 忍。

提案理由。

自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求めるため。

自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書。

地方自治体が所有・管理する社会資本（道路橋梁、上下水道等）の整備は、高度経済成長期の発展とともに、昭和40年代後半から加速化した背景があり、現在、多くの社会資本が改築期（建設後30年～50年）を迎えています。

社会資本は生活の基盤であるだけでなく、災害時には住民の生命・財産を守る機能もありますが、近年の社会経済情勢による税収減少や社会保障関係経費の増加による自治体財政の悪化から、防災・減債の強化はおろか、社会資本の計画的修繕や改築すら進まない状況にあります。

国土交通省の調査でも、自治体が管理する道路橋での老朽化のための補修が必要な全国お

よそ6万の橋のうち89%が厳しい財政状況などを背景に補修されないままになっていることがわかったとの報告がありました。

よって、政府におかれては、地方自治体共通の課題である社会資本の経年劣化対策等の防災、減災のための事業について、重点的な予算配分を行い、地方負担額の軽減措置を講じるよう要望します。具体的には、橋梁等の道路施設の長寿命化に資する耐震化や維持補修及び架け替え、上下水道等の社会資本の老朽化の更新や維持補修、防災拠点となる庁舎等の耐震化及び学校、福祉、医療施設、庁舎などの高台移転や高層化による防災機能強化について、補助採択基準の緩和や補助率の引き上げなど、国庫補助制度の拡充、交付対策事業の範囲、拡大等の財政支援を拡充することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月1日。

静岡県下田市議会。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発議第4号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書の提出に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

発議第4号についての質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでございました。

次に、発議第4号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書の提出について、お諮りをいたします。

本案は委員会に付託することを省略いたしたいと思えます。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第4号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（大黒孝行君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成24年9月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 1時30分閉会